

## 福岡市医師会方式「在宅カルテ」Q & A

平成25年6月作成

Q1. 福岡市医師会方式「在宅カルテ」とは何でしょう。どのような目的で作られたのでしょうか。

A. 福岡市医師会が独自に作成した連携ツールです。在宅医療において、より質の高い包括的な医療を提供するために、訪問診療を実施しているかかりつけ医と在宅医療に関わる多職種が、患者の医療・介護情報等を共有しスムーズな連携が図れるよう考案しました。今後、全市において活用をすすめていきます。

Q2. なぜ、かかりつけ医との連携が必要なのでしょう。

A. 在宅において療養中、要介護・要支援状態の方は、心身に何らかの支障をきたし医療が必要となった状況の方です。その方たちが安心・安全にいつまでも住み慣れた場所で生活できるよう、かかりつけ医と連携し、関係する多職種が連携を図りながら在宅療養を支援することが重要です。

Q3. どういった利用者（患者）に「在宅カルテ」を活用するのでしょうか。

A. 訪問診療を実施されているかかりつけ医が必要と判断された場合に活用して下さい。  
主な適応例としては下記の利用者（患者）が想定されます。

- ・介護度が高い、もしくは医療依存度が高く、複数のサービス事業所が関わっている利用者（患者）
- ・独居や高齢者世帯で、的確な情報が入手しにくい利用者（患者）
- ・キーパーソンが別世帯または日昼就業のため、情報交換が困難な利用者（患者）

Q4. 訪問診療を受けている利用者に「在宅カルテ」の活用したいと思います。どう進めればよいのでしょうか。

A. 訪問診療を行っているかかりつけ医に「在宅カルテ」の活用についてご相談下さい。かかりつけ医が活用を決めた後、利用者(患者)・家族に「在宅カルテ」について説明を行い、利用について了解を頂いて下さい。利用者(患者)・家族に了解を頂いた後、関係するサービス事業所に活用にあたっての協力と記入方法（記入例等活用し）の説明を行い活用を開始して下さい。

Q5. 「在宅カルテ」の用紙は、どこから入手すればよいのでしょうか。

A. 福岡市医師会のホームページ「医療・介護関係者の方へ」からダウンロードして下さい。

Q6. 「在宅カルテ」の設置にあたり、基本情報やサービス利用状況の記入が必要と思いますが、どうしたらよいのでしょうか。

A. ケアマネジャーが、最新の情報をもとに記入例を参考に様式1-1、様式1-2を記入し準備して下さい。利用者の状態等に関し、特に留意すべき点については関係者が意識して支援が行えるように、かかりつけ医と相談した上で、備考に記入して下さい。

Q7. 「在宅カルテ」の運用が開始された後、どんなことに注意すればよいのでしょうか。

A. ケアマネジャーは、かかりつけ医と密に連携を図り、サービス内容の変更や追加があった際には、事業所一覧を更新し、関係者が最新の情報を共有出来るようにして下さい。また記入用紙の補充等随時行い、滞りなく関係者が記載出来る体制を整えるように配慮して下さい。

Q8. どんな時に記入するのでしょうか。

A. 緊急時を除き、関係者間で共有すべき情報、連絡事項が発生した時に記入します。(記入例参照) 特別記載することがない場合は、記入は必要ありません。

Q9. 記入時の留意点はありますか。

A. ①緊急時は使用しないで下さい。  
※ 緊急時は直接かかりつけ医へ連絡して下さい。  
②情報を共有したい事項、連絡事項を記入して下さい。  
③特記することだけを、できるだけ専門用語を使わず記入して下さい。  
④一部職種宛にメッセージを残したい場合は、「様式1」のかかりつけ医の訪問診療日時や、介護等サービスの日時等を確認し記入して下さい。(記入例参照)

Q10. 緊急時はタイムラグが生じると思いますが、その時も記入するのですか。

A. 緊急時は、「在宅カルテ」には記入せず、通常とられている緊急連絡手段（電話等）で直接連絡をとって下さい。

Q11. 検査結果、その他の情報についても在宅カルテに添付してもよいのでしょうか。

A. 本人・ご家族の了解の上、情報共有に必要な範囲で添付することは可能ですが、まずはかかりつけ医にご相談下さい。

Q12. 利用者（患者）・家族は参加するのでしょうか。

A. 利用者(患者)・家族の状況に合わせ、参加して頂くかはお検討下さい。

Q13. 在宅カルテの持ち出しは可能ですか。

A. 原則持ち出し禁止です。利用者(患者)自身が医療機関を受診する時や入院、デイケア、ショートステイ等を利用する時以外は患者宅に保管します。

Q14. 在宅カルテの内容を変更・アレンジしてもよいのでしょうか。

A. 内容の変更・アレンジは控えて下さい。

Q15. 在宅において、すでに利用者・家族、介護サービス事業所間で連絡ノートを使用していますが、違いはあるのでしょうか。

A. 連絡ノートが、サービスの提供状況を伝え合うことを目的に作成するのに対し、「在宅カルテ」は、かかりつけ医と介護サービス事業所、関係者が互いに在宅医療に関わる上で情報として知っておいて欲しい情報のみをやりとりする「情報共有」「連携」を目指したツールです。